

環保企発第 2112144 号
令和 3 年 12 月 16 日

独立行政法人環境再生保全機構
理事長 小辻 智之 殿

環境省大臣官房環境保健部長
神ノ田 昌博
(公印省略)

「石綿による健康被害の救済に関する法律の施行（救済給付の支給等関係）について」の一部改正について（通知）

今般、「デジタル・ガバメント実行計画」（令和元年 12 月 20 日閣議決定）において、死亡・相続に関する行政手続を見直し、遺族が行う手続を削減すること等により遺族の負担を軽減するために「死亡・相続ワンストップサービス」を推進することとされた。これに伴い、独立行政法人環境再生保全機構が、地方公共団体情報システム機構から被認定者の本人確認情報（氏名、生年月日、住所、死亡情報等）の提供を受けることができる場合には、環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成 18 年環境省令第 3 号）第 7 条及び第 14 条第 1 項の規定に基づく届出の提出を不要とするため、環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年環境省令第 18 号）が、令和 3 年 12 月 16 日に公布され、同日より施行することとされたところである。

これを受け、「石綿による健康被害の救済に関する法律の施行（救済給付の支給等関係）について」（令和 3 年 3 月 3 日付け環保企発第 2103038 号）の一部を下記のとおり改正し、令和 3 年 12 月 16 日から適用することとしたので、貴職におかれては、制度の運用に遺憾なきを期されたく、格段の御協力をお願いする。

記

「石綿による健康被害の救済に関する法律の施行（救済給付の支給等関係）について」（令和３年３月３日付け環企発第 2103038 号）の別紙を、次の表のとおり改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（別紙） 第 1 ～第 3 （略） 第 4 救済給付 1 ・ 2 （略） 3 医療費 (1) ～ (12) （略） (13) 医療費の支給の請求期限 は、その請求をすることができる時から 2 年であること（法第 15 条第 4 項）。この場合において、「その請求をすることができる時」とは、原則として、申請日以降に受けた認定疾病に係る法第 11 条各号に掲げる医療に要する費用に係る医療費（以下単に「医療費」という。）の支給の請求については、「当該医療費を支払った時」とし、基準日から申請日の前日までの間の医療費の支給の請求については、「申請日」とするものとする。 <u>(14)</u> 医療費の支給の請求は、認定の申請がされた後は、当該認定前であってもすることができるものであること（法第 17 条第 1 項）。	（別紙） 第 1 ～第 3 （略） 第 4 救済給付 1 ・ 2 （略） 3 医療費 (1) ～ (12) （略） (13) 医療費の支給の請求期限 は、その請求をすることができる時から 2 年であること（法第 15 条第 4 項）。この場合において、「その請求をすることができる時」とは、原則として、申請日以降に受けた認定疾病に係る法第 11 条各号に掲げる医療に要する費用に係る医療費（以下単に「医療費」という。）の支給の請求については、「当該医療費を支払った時」とし、基準日から申請日の前日までの間の医療費の支給の請求については、「申請日」とするものとする。 <u>(13)</u> 医療費の支給の請求は、認定の申請がされた後は、当該認定前であってもすることができるものであること（法第 17 条第 1 項）。

<u>(15) 医療費を支給する旨の処分</u> は、その請求のあった日に遡ってその効力を生ずるものであること（法第 17 条第 2 項）。 4～10 （略） 11 各種の届出 (1) 現況の届出 被認定者は、毎年 5 月 1 日から 31 日までの間に、自ら署名し、又は自ら署名することが困難な被認定者にあつては、当該被認定者の代理人が署名した届書を、機構に提出しなければならないものであること（規則第 14 条第 1 項）。届書は、手続様式第 13 号によるものとする。日本国内に住所を有しない被認定者については、住んでいる国の住民票など、生存の事実が確認できる書類を添えなければならないものであること（規則第 14 条第 2 項）。 ただし、認定申請から<u>1 年以内（規則第 14 条第 3 項）、又は被認定者の氏名、生年月日及び住所につき、機構が地方公共団体情報システム機構から住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 9 に規定する機構保存本人確認情報（以下「本人確認情報」という。）の提供を受けることができることに限り、届出は不要であること（規則第 14 条第 1 項ただし書）。</u> (2)・(3) （略） (4) 死亡の届出	<u>(14) 医療費を支給する旨の処分</u> は、その請求のあった日に遡ってその効力を生ずるものであること（法第 17 条第 2 項）。 4～10 （略） 11 各種の届出 (1) 現況の届出 被認定者は、毎年 5 月 1 日から 31 日までの間に、自ら署名し、又は自ら署名することが困難な被認定者にあつては、当該被認定者の代理人が署名した届書を、機構に提出しなければならないものであること（規則第 14 条第 1 項）。届書は、手続様式第 13 号によるものとする。日本国内に住所を有しない被認定者については、住んでいる国の住民票など、生存の事実が確認できる書類を添えなければならないものであること（規則第 14 条第 2 項）。 ただし、認定申請から<u>1 年以内に限り届出は不要であること（規則第 14 条第 3 項）。</u> (2)・(3) （略） (4) 死亡の届出
---	---

被認定者が死亡したときは、戸籍法の規定による死亡の届出義務者は、速やかに、機構に届書を提出しなければならないものであること（規則第7条）。届書は、手続様式第7号によるものとする。この場合において、届書には、石綿健康被害医療手帳を添えなければならないものであること（規則第9条第2号）。 <u>ただし、当該被認定者が死亡したことにつき、機構が地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受けることができることに限り、届出は不要であること（規則第7条ただし書）。</u> 12～15 （略） 第5～第7 （略）	被認定者が死亡したときは、戸籍法の規定による死亡の届出義務者は、速やかに、機構に届書を提出しなければならないものであること（規則第7条）。届書は、手続様式第7号によるものとする。この場合において、届書には、石綿健康被害医療手帳を添えなければならないものであること（規則第9条第2号）。 12～15 （略） 第5～第7 （略）
--	--